

## 第一章 正倉院正倉の概要と沿革

### 第一節 正倉院正倉の概要

正倉院正倉は、東大寺大仏殿院の西北、知足院山の西麓の平地に位置し、棟を南北にして東面して建つ。天平勝宝八歳には現在の地にあったものと考えられており、もとは東大寺の正倉で、奈良時代以来宝物を襲蔵してきた宝庫である。正倉院は、古くは「庁院」「御倉町」「正蔵院」<sup>注一</sup>などと呼ばれていた。

古代の大寺には、正倉と呼ばれた重要な物品を納める倉がそれぞれ存在していたことが記録からわかっている<sup>注二</sup>。正倉のある、垣で囲まれた建物群の一郭を当時は一般的に正倉院と呼んでいたが、現在ではその大半が亡び、この正倉院正倉を残すのみとなっている。

正倉は、寄棟造、一重、本瓦葺で、高床式に造られている。床下には直径約六〇cmの円柱が自然石の礎石の上に据えられ、巨大な校倉の本屋を支えている。

内部は三室からなり、北から順に北倉、中倉、南倉と呼ばれている。北倉と南倉は、二等辺三角形の角部を切り落とした断面形を持った校木を井桁に組み上げた校倉造で、中倉は、北倉の南壁と南倉の北壁を利用して南北の壁とし、東西両面は厚い板をはめて壁とした板倉造である。また各倉とも東側の中央に扉口があり、内部は二階建となっている。北倉は主として光明皇后奉獻の品を納めた倉で、その開扉には勅許（天皇の許可）を必要としたので勅封倉と呼ばれ、室町時代以後は天皇親署の御封が施されていた。中倉・南倉はそれ以外の東大寺に関わる品々を納めた倉で、中倉は北倉に准じて勅封倉として扱われ、南倉は諸寺を監督する僧綱の封（後には東大寺別当の封）を施して管理されたが、明治時代以後は南倉も勅封倉となった<sup>注三</sup>。

正倉は、奈良時代には「双倉」<sup>注四</sup>と呼ばれていた。北倉と南倉がそれぞれ校倉造で、中倉が板倉である状況と相まって、もとは中倉には壁がなく、北倉と南倉を屋根で繋いだ構造だったのではないかと考える説<sup>注五</sup>もあり、専門家の間でも長年議論されてきた。近年では、使用されている建築用材の年輪年代法に基づく科学的調査によって、宝物献納と相前後する時期に伐採された木材が使われていることがわかり、当初から現在見るような姿であったとする説が有力となっている<sup>注六</sup>。

鎌倉時代からは「三蔵（みつぐら）」とも呼ばれていることが記録されている<sup>注七</sup>。江戸時代の絵図にももっぱら「三倉」と見え、『奈良名所八重桜』<sup>注八</sup>では「密蔵」という字が当てられている。

正倉院宝物が現在もなお極めて良好な状態で、しかも多数のものがまとまって残されているのは、一つには勅封制度によってみだりに開封することがなく、手厚く保護されてきたことに負うところが大きい。また建築の上からみると、正倉がやや小高い場所に、巨大な檜材を用いて建てられ、床下の高い高床式の構造であることが、宝物の湿損や虫害を防ぐのに効果があったものと思われる。その上、宝物はこの庫内で唐櫃に納められて伝来したが、このことは櫃内の湿度の高低差を緩和し、外光や汚染外気を遮断するなど、宝物の保存に大きな役割を果たした。現在は、正倉のほかに西宝庫・東宝庫<sup>注九</sup>が建設され、宝物は現在この両宝庫に分納して保存されている。

なお正倉は、平成九年に国宝に、正倉周辺地域は東大寺旧境内として史跡に指定され、翌年には「古都奈良の文化財」の一部として世界遺産に登録されている。

注一 延暦十二年（七九三）『曝涼帳』に「庁院」、『東大寺要録』（以下、要録とい

う）巻三に引く貞観三年（八六一）供養記に「御倉町」、要録巻四に引く永

観二年（九八四）分付帳、『東南院文書』一櫃二巻所収の天延二年（九七四）五月二十一日太政官牒に「正蔵院」（六頁注一参照）などがある。

注二 『西大寺資財流記帳』によると西大寺の正倉院には甲倉・板倉合わせて一四棟もの倉があったと記録される。また法隆寺の正倉院には三三棟の蔵があったことが『聖徳太子伝私記』に記される。

注三 北倉は当初から勅封倉であった。中倉も平安時代中頃には勅封倉になったが、その時期は明確ではない。本書中の各種史料において「勅封倉」とある場合、北倉か中倉かは判断しがたいので、そのまま「勅封倉」と記している。

注四 東大寺における双倉の語は、天平勝宝八歳十月三日から延暦三年（七八四）三月二十九日に亘って宝物の出入りを記した『双倉北雑物出用帳』の表題に見える。東大寺以外では、天平十九年（七四七）成立の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』や『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に既に見られる。

注五 正倉の創建時の形態については、大きく分けて三つの説がある。二棟説、一棟三室説、それと一棟二室説である。中倉は、『双倉北雑物出用帳』天平宝字五年（七六一）三月二十九日の記載に「双倉中間」として見られるのが最初で、少なくともこの頃には現在見られるような形態であったものと思われる。

注六 光谷拓実「年輪年代法による正倉院正倉の建築部材の調査」（『正倉院紀要』第二五・二八号。平成十五年・十八年）

注七 『東大寺統要録』建長六年六月の北倉への落雷に関する記載（八頁注一三参照）。

注八 『奈良名所八重桜』は、延宝六年（一六七八）に出版されたいわゆる奈良の観光案内書で、他の名所図会と異なり、対象は奈良町内のことに限定されている。

注九 正倉の西南と東南に建っている宝庫で、西宝庫は昭和三十七年（一九六二）に、東宝庫は昭和二十八年（一九五三）にそれぞれ建設された。西宝庫は鉄骨鉄筋コンクリート造、東宝庫は鉄筋コンクリート造である。現在は、

空気調和装置が完備されている。西宝庫は、正倉に代わって整理済の宝物を収蔵している勅封倉で、毎年秋季に開封され、宝物の点検、調査などが行われる。東宝庫には現在、染織品を中心とした整理中の宝物と聖語蔵経巻が収納されている。



図1 竣工した正倉院正倉

## 第二節 正倉の創建と沿革

正倉の建立年代については、それを直接記した史料はないが、聖武天皇が崩御され、光明皇后が聖武天皇の遺愛の品を東大寺の本尊盧舎那仏（大仏）に献納した天平勝宝八歳には現在の地にあったものと考えられている。

天平勝宝八歳六月二十一日、聖武天皇の七七日の忌日にあたり、光明皇后は天皇の御冥福を祈念して、御遺愛品など六百数十点と薬物六〇種を東大寺の大仏に奉献された。これらが正倉の北倉に納められるに及び、正倉院宝物の歴史が始まった。皇后による奉献は前後五回におよんでいる。そして、大仏開眼会をはじめ東大寺の重要な法会に用いられた仏具などの品々や造東大寺司の關係品、また、平安時代中頃の天曆四年（九五〇）に、東大寺羅索院の倉庫朽損によつて南倉に移された什器類などが加わり、光明皇后奉献の品々と併せて、厳重に保管されることとなった。正倉院の宝物は、このようにいくつかの系統より成り立っている。

創建以降の正倉に関する記録は、開封の様子や宝物の出し入れについてなど、さまざまな文書に残されている。また、特に修理の記録やその可能性を示す出来事だけでも、二十数回認められる。

現在確認できる創建後の最初の修理についての記録は、天禄年間（九七〇～九七二）のものである（注一）。建立後二〇〇年あまりを経ており、この記録によれば、かなり破損が進行していたものと思われるが、別の様々な堂舎の修理についても併せ書かれており、正倉そのものがどれほど傷んでいたかは定かでない。

はっきりした修理記録としては、長元四年（一〇三一）の勅封倉風損の記録が最初であり、開封して修理したことが見える（注二）。

正倉創建以来のおもな出来事の中には、幾度かの宝物盗難事件も認められる。

その最初の記録は長暦三年（一〇三九）三月で、勅封蔵が焼き穿たれ、宝物が盗まれている（注三）。

天喜五年（一〇五七）には、東大寺の建造物に対する総合的な修理が行われ、正倉では、南倉の修理を正月に十一日間行っている。この中では、瓦が五、一五〇枚使われたという記録があり、その他の木工事の記録と合わせてこの工事がかなりの規模であったことがわかる（注四）。特に平瓦は四、七〇〇枚を要しており、これは現状で考えると全体の二割にも及ぶ。同年八月には、勅封倉で一間あまりの瓦棟の積み直しが一日で行われている（注五）。

承暦三年（一〇七九）（注六）、康和二年（一一〇〇）（注七）には、共に勅封倉の修理記録がある。同倉の修理は、康治二年（一一四三）頃にも行われたようである。

このほか、大治五年（一一三〇）五月、文治五年（一一八九）三月には、湿損の可能性から勅封倉を開封し、点検が行われたが、史料に修理の記録はない。この間、治承四年（一一八〇）には、平重衡による南都焼打ちがあり、東大寺の堂舎の大半は灰燼に帰したが、正倉はその難を逃れた。

鎌倉時代には、かなり大がかりな修理の記録がいくつか残っている。

建久四年（一一九三）には、五月の点検で雨漏りが発見され、その結果、同年八月から翌五年三月までの間に修理が行われた。その際、宝物は綱封倉へ移している（注八）。

寛喜二年（一二三〇）には、七月に北勅封倉、南綱封倉の一部が破損したため、北倉の宝物を中倉に、南倉の宝物を上司倉（注九）にそれぞれへ移して修理を行っている（注一〇）。なお、この修理の直後、十月に中倉の扉が焼かれ、宝物が盗まれた（注一一）。

さらに、寛元元年（一二四三）、勅封倉で雨漏りが著しいとして修理を行っている（注一二）。この時も宝物は上司倉へ移されている。修理の完了は同四年九

月であり、かなり長丁場の作業であった。

建長六年（一二五四）七月には、北倉の扉に落雷があり、火の手が上がったが、扉を切り放って何とか鎮火に成功し、大事には至らなかつたという顛末が史料に残されている。この時、中倉・北倉の扉四枚や束柱六本を取り替えたことが記録されており<sup>（注二三）</sup>、現在も北倉の壁に焼けた痕跡が見られる。

鎌倉時代末から桃山時代にかけては、足利将軍や織田信長による宝物拝観とそれに伴う開封の記録は残されているが、修理に関する記録は見られない。永禄十年（一五六七）、東大寺は、松永久秀と三好三人衆の争いの際の兵火により、大仏殿ほかの炎上という災厄に見舞われたが、正倉はこの難からも逃れている。

慶長七年（一六〇二）、天下統一を果たした徳川家康は、六月に東大寺に奉行を派遣して正倉（三蔵）の修理事前調査を実施し、翌八年二月に開封して修理を行っている<sup>（注二四）</sup>。修理の間、宝物は油蔵（上司倉）に移されている。なお、この修理に際して、家康は新調の長持三二個（いわゆる慶長櫃）を寄進している<sup>（注二五）</sup>。

慶長十五年（一六一〇）には、東大寺塔頭の僧が、北倉の床板を切り破って宝物を盗み出している<sup>（注二六）</sup>。始末のため、同十七年にも開封されている。

この後、江戸時代末期に至るまでには、たった三回しか開封の記録がない。それぞれがすべて点検及び修理を伴ったものである。一回目は、寛文三年（一六六三）に東大寺から開封と点検の要望が出されたことによるもので、同六年に庫内点検が行われ、中倉で規模の小さな修理が行われた<sup>（注二七）</sup>。二回目は、東大寺からの正倉修理の要望を受け、元禄三年（一六九〇）に奈良奉行所により破損検分書が作成され、同六年に修理が行われた。三回目は、文政十三年（一八三〇）、屋根が大破したため、東大寺・奈良奉行所の願い出により開封が認められる。翌天保二年（一八三一）に東大寺は、奈良奉行所に正倉屋根葺

替修理の口上書を提出している。その後、同四年に開封されたものの、なかなか修理の着手には至らず、漸く同六年に実施の運びとなり、同七年にかけてや規模の大きな修理が行われた<sup>（注二八）</sup>。

明治時代に入ると、明治五年（一八七二）にいわゆる壬申調査<sup>（注二九）</sup>が行われ、正倉が開封され、宝物の写真が初めて撮影された。

正倉院正倉は、千有余年の間、朝廷の監督の下、東大寺によって管理されてきたが、明治政府のもとでは宮内省がその開閉を掌った。宝物・正倉の保存・管理については、明治八年（一八七五）に内務省、同十四年に農商務省の所管となるが、同十七年には正倉院全体を宮内省が専管することとなり、戦後は宮内庁の管理するところとなった。

明治八年頃から、宝物の公開が行われるようになった。その公開による宝物の移動が宝物に悪影響を及ぼすことへの懸念から、明治十二年（一八七九）に、正倉内部に陳列棚を設ける建議が当時内務卿だった伊藤博文から出され、翌十三年から十四年にかけて設置作業が行われている。

明治期には、八年、十年（避雷針等設置）、十五年（軒支柱を立てる）、十七年（瓦に年号あり）、十九年、二十二年（瓦に年号あり）、三十三年（陳列棚の拡張）など数回にわたり修理が施された。

大正二年には、おそらく正倉創建以来初めてと思われる全解体修理が行われた。さらに瓦の破損を理由に同十年に、瓦の一部葺き替えが行われた。

その後、昭和二十八年に東宝庫が、同三十七年には西宝庫が建設され、同三十八年に宝物は西宝庫へ移され、正倉内部にはかつて宝物を収納していた唐櫃が残され、現在に至っている。

宝物は、宮内庁正倉院事務所により修理・調査が進められ、年に一度、十月には曝涼のため開封され、そのときに一般への宝物公開として正倉院展が開催されている。

注一 〔東南院文書〕 一櫃二卷

〔大日本古文書（以下、大日古という）家わけ一 三九頁〕

太政官牒東大寺

心依能治功課重任別当伝灯大法師位法縁事

右、得彼寺五師大衆去三月二日奏状稱、（中略）爰時代累積之間、葺瓦多以顛覆、年月推遷之処、堂舎尽以破損、而当任別当法縁、以去天祿二年五月十七日、適任別当之後、所歴歲月僅二年余、所濟功課遙超前輩、件修立堂舎、或是顛倒、頽落之舎、或又朽損、破壞之処、併以造立、尽以修理、就中、至于大僧房六宇・東塔院・戒壇院・薬師院・正藏院・講堂・軒廊・食堂入隅・上下政所坊者、尤是大破之至極、敢非少力之可堪、而抽不日之功、忽濟多年之弊、（中略）望請天裁、（中略）将被重任、（中略）右大臣宣、奉勅、依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准状、故牒、

天延二年五月廿四日左大史正六位上大春日朝臣「良辰」牒

右大弁從四位上藤原「朝臣」

注二 〔小右記〕 長元四年七月五日条 ○大日本古記録

五日、庚戌、（中略）仁海僧都來云、東大寺勅封御倉棟、已為風被吹損、給

東大寺隣倉事

勅使可加修理之由、參関白亭令申事由、（下略）

〔左経記〕 長元四年八月四日条

四日己卯天晴、早旦、從右中弁許有消息、其状云、依宣旨監物相共下向東大寺、開勅封御蔵、令修理了、而南御蔵板敷下漏通湿潤、恐納物等湿損歟、仍開檢同欲加修理之処、所隨身之御鑑不相合、不能開檢、為之如何、若可拈給他鑑歟、申事由可被仰下者、參殿申此旨、仰云、湿損之疑尤可然、早可拈遣他鑑之内、可仰前日奉宣旨上卿之由、可伝頭中將者、（下略）

注三 〔東大寺別当次第〕 ○群書類從

六十四  
權小僧都深観

長曆元年十二月廿九日官符、（中略）

長曆三年三月三日夜、盗人焼穿勅封蔵、窃取宝物、長久二年（中略）十二月廿九日、自檢非違使庁、糺反黄金等送之、別当所司五師檢校封納印蔵、（下略）

注四 〔東南院文書〕 二櫃三卷（大日古家わけ一 二九三、三〇七頁）

修理所 注進天喜五年所々修理日記

合廿五箇所

一、正藏院南御庫始自正月十六日修理十一日

所用材木工等

材木十一支 〔十八石支別六石〕 〔支別三斗〕〔十一石五斗寸別五升〕  
〔廿五斗〕  
〔二石四斗〕  
〔廿五斗五升〕  
 方尺三支 四寸八支 樽二百卅寸

釘四百廿四隻 〔四石八斗〕〔三斗五升〕 〔廿七九斗〕 〔二石五斗〕  
 八寸冊八隻 六寸五十隻 一尺六隻 三寸十六連  
〔各一斗〕 〔連別一斗四升〕 〔別廿斗五升〕 〔連別六升〕  
〔二〕

瓦千百五十枚 〔定五斗〕 〔十七石五斗〕  
 丸三百五十枚 平七百枚 〔三石五斗〕  
〔校別五升〕 〔又平四千枚 二百石 校別五升〕

薬八十六束 〔別脱〕  
 八斗六升 束一升

木工百卅三人 〔八斗〕 〔二石八斗八升〕 〔八石二斗四升〕  
 大工八人 長卅二人 連百三人 〔各八升〕  
〔各一斗〕 〔各九升〕

葺工五十六人 〔八斗〕 〔四斗五升〕 〔三石四斗四升〕  
 大工八人 長五人 連卅三人  
〔已上此葺師廿廿并〕  
〔二百七十七石四斗二升〕

〔中略〕

右、注進如件、

天喜五年十二月廿八日

目代大法師（草名）

〔東南院文書〕 二櫃三卷（大日古家わけ一 三〇七頁、三三二頁）  
 修理所 注進康平元年十月十日以前修理記

合 〔十二箇所〕

(中略)

一、正藏院南御庫修理料百三十七石八斗五合

方尺木三支 直十八石支別六石車力一石八斗六領料

四五寸木八支 直二石四斗支別三斗車力九斗三領料

樽二百三十寸 直十一石五斗支別五升車力二石二斗四領料

釘四百二十四隻 八寸四十八隻 六寸五十隻  
一尺六隻 三寸十六連

鐵四十六廷 直十三石八斗廷別三斗

瓦五千五百枚 燒料六十五石五竈料

藁八十六束 直八斗六升束別一升

木工百六十五人 食十三石七升

大工十五人 長三十二人 連百十八人各食同前

葺工八十五人 食六石七斗七升五合

大工十人 長十五人 連六十人各食同前

鍛冶五人 食二石五斗八升五斗

注五 〔東南院文書〕二櫃三卷 (大日古家わけ) 二九三頁、三〇三、三〇七頁

修理所 注進天喜五年所々修理日記

合廿五箇所

(中略)

一、勅封御庫棟一間余修理葺一日

所用

藁十八束 二斗八升

葺工十三人 大工二人 長一人 連十人 八斗  
二斗 九升 八斗

〔已上一石二斗七升〕

(中略)

右、注進如件、

天喜五年十二月廿八日

目代大法師(草名)

〔東南院文書〕二櫃三卷 (大日古家わけ) 三〇七頁、三四四・五頁

修理所 注進康平元年十月十日以前修理記

合 〔十二箇所〕

(中略)

一、勅封御庫棟修理葺料三石八斗七升五合

瓦二百枚 燒料二石五斗

藁十八束 直一斗八升

葺工十五人 食一石一斗九升五合

大工二人 長二人 連十一人各食同

注六

〔東大寺別當次第〕 ○群書類從  
法橋上人位慶信

承保二年正月十四日官符、(中略) (承曆) 三年食堂坤角九間頽落、年内

造畢、大仏殿東庇修造之間、乾角第二母屋柱四丈切替、千手院西面頽落、

即又修造、勅封藏修理之次、依宣旨麝香五兩進上、其代銀提一口被施入、

其數二百五十兩、(下略)

〔東大寺要録〕卷第五、別當章第七 ○国書刊行会本  
第七十一

法印度慶信承保二年任

寺務廿年 (中略)、

承曆三年、食堂坤角九間頽落、年内修造了、

勅封藏麝香五兩進官、其代銀提一口施入二百五十兩、

注七 〔東大寺要録〕卷第五、別當章第七 ○国書刊行会本  
第七十三

律師永觀有慶 深觀資 康和二年任

寺務二年康和二半、三、四半

同二年冬、勅封藏修理、(下略)

注八 〔玉葉〕建久四年五月十日条 ○図書寮叢刊

十日、<sup>乙</sup>定長卿參入、去五日下向南都、檢知東大寺勅封倉并羅索院等破損、雨露更不留云々、又云、<sup>〔天柱〕</sup>〇〇冊余本、不日引着了、<sup>〔申云々〕</sup>於直廬<sup>〔中略〕</sup>之、多談雜事、

〔東大寺統要録〕宝藏篇 ○統々群書類從

建久四年八月廿五日、己未、〔中略〕今日被開東大寺 勅封藏、令移納宝物於綱封藏事、勅封藏為被加修理也、〔下略〕

〔中略〕

建久五年三月廿日、被返納了藏修理以後也、〔下略〕

注九 正倉修理の際は、内部の宝物を正倉内の別の倉あるいは東大寺内の別の倉に移している。専ら上司倉と呼ばれる上政所の倉に移すのが慣例となつていたようである。江戸時代の絵図にはこの倉を「油藏」と称しているものもある。大仏燈明に使用する油を納めていたことからこの名称が付けられたと見られる。

注一〇 〔東大寺統要録〕宝藏篇 ○統々群書類從

僧綱牒 東大寺

応令開綱封倉移勅封倉納物事

使威儀師官乘 從儀師美玄

牒、件封倉来十七日可令開之由、被下論旨云々、仍牒送如件、寺家宜承知、

牒到准状、故牒、

寛喜二年七月十三日 從儀師相円

威儀師嚴縁

法務僧正親嚴

此綱牒物請求可召之、今度者北勅封倉・南綱封倉破損、開中封倉移両方宝物也、建久北・中破損之間、開綱封倉移置両方宝物也、綱所若以建久之案文、不知子細如此事歟、又奉行職事僻事歟、

注一一 〔東大寺統要録〕宝藏篇 ○統々群書類從

同年〔寛喜二年〕十月廿七日<sup>今日終夜、降雨</sup>、盗人燒開東大寺勅封倉中間、盜取宝物之由、以年預五師狀申寺務、廿八日戊剋到来、仍自別当、同廿九日辰刻相具五師狀、以公人国貞遣長官家光許了、即大衆令蜂起、郷々求之中門台後戸階置之、盜渡之立彼橋登藏上、燒穿鏽根一尺余、開門戸入藏内云々、〔下略〕

〔中略〕

同寛喜二年十月廿七日夜、群盜燒穿正藏院中倉、盜取宝物了、仍為知紛失物、十二月七日被遣勅使、実檢宝物、〔下略〕

注一二 〔東大寺勅封藏目錄記〕 ○統々群書類從

左弁官下 大和国并東大寺

使左少弁藤原朝臣親頼 從六人

〔他の使人等略〕

右、權中納言藤原朝臣資頼 奉勅、彼寺勅封藏、雨露頻侵、破損漸甚、為加修造於庫藏、可移宝貨於他所、為令監臨、差仕史人發遣如件、国宜承知、使者経彼之間、依例得供給、官符故下、

寛元元年閏七月廿日 大史小槻宿祿

右中弁藤原朝臣

〔東大寺統要録〕宝藏篇 ○統々群書類從

寛元四年九月廿八日、天晴、勅封倉宝物等、自上司倉返納于御藏、〔下略〕

注一三 〔東大寺統要録〕宝藏篇 ○統々群書類從

建長六年六月十七日<sup>天陰雨降、戌刻</sup>、雷神落懸勅封藏、蹴破東面北端扉、并抓裂下

柱等、投捨知足院門辺、即龍神入藏内、雷火付宝藏、然間為消彼火、切放

其扉、還以打消畢、一寺騒動、万人群集、偏依八幡之冥助、今得三倉之安

穩、不廻時日、年預五師賢寛申事由於別当新熊野、即被経奏聞之間、先仰大

勸進円審、被修理中北両倉扉四枚并北脇柱一本・敷居等、造替之番匠卅人、

八箇日之内作之、下柱六本龍神引割之間、同令造替、

注一四 〔慶長十九年薬師院実祐記〕 ○統々群書類從

一、其後、家康公天下ノ依為主君、三藏可被加御修理之旨、被仰出、則奉行トシテ本多上野守・大久保石見守・兎長老并合校典葉葉師ノ寿命院、

勅使 廣橋弁殿、宝藏御開キ有テ、蘭奢待奉行衆御拜覽有テ、御切被成候事無之、御修理之様体計ニ而、其儘伏見へ奉行衆御帰被成候、慶長七年壬寅六月十一日、

〔慶長十九年薬師院実祐記〕 ○続々群書類従

一、其後慶長八年癸卯二月廿五日ニ開封、内大臣家康御修理之儀被仰出候而、則大和国之惣分仕置被仰付候、大久保石見守請取、其内之甲田法順并小堀新介ト申候ハ、大和案内者ニ付而、石見守と新介兩人ニ被仰付候故ニ、其内ノ四束角右衛門と申仁、両奉行ニ而御修理相調候、其時御宝物二ツ御藏へ納、(下略)

◎鬼瓦や鳥衾瓦には慶長八年の箋書があり、これらの記録を裏付ける。

注一五 〔慶長櫃蓋裏墨書〕(櫃により異同あり)

三藏御修理、從征夷大將軍右府家康公、被仰付造立畢、并長持卅二箇、被成御寄付者也、慶長八年癸卯菊月吉日、御奉行本多上野介、大久保石見守

注一六 〔慶長十九年薬師院実祐記〕 ○続々群書類従

右ノ宝藏、慶長拾五年庚戌七月廿一日ニ、大風吹大仏仮屋倒伏候、当寺之僧自身罷出、材木等取置候、其奉行ヲ福藏院・北林院・中証院兩三人仕由ニテ、彼三人スゞム由ニテ宝藏之下江切々參候而、盗人ニ可入由談合、今兩三人申合、北ノ藏ノ下ヲ切破、盗人ニ入候ヲ、(下略)

〔寛文六年三藏宝物目録〕

○奈良県立図書情報館寄託 玉井家文書『庁中漫録』

東大寺龍松院日記曰、慶長十五庚戌年八月十五日夜、福藏院式部卿頼賢・中証院願勝房胤秀・北林院禪榮房快憲、斯三人悪僧遊行三倉、切北宝藏下板、盗宝物、(下略)

注一七 〔寛文六年三藏宝物目録〕

○奈良県立図書情報館寄託 玉井家文書『庁中漫録』

(前略)

東大寺三倉之繪圖 但裏向ノ門

一 南北桁行拾七間

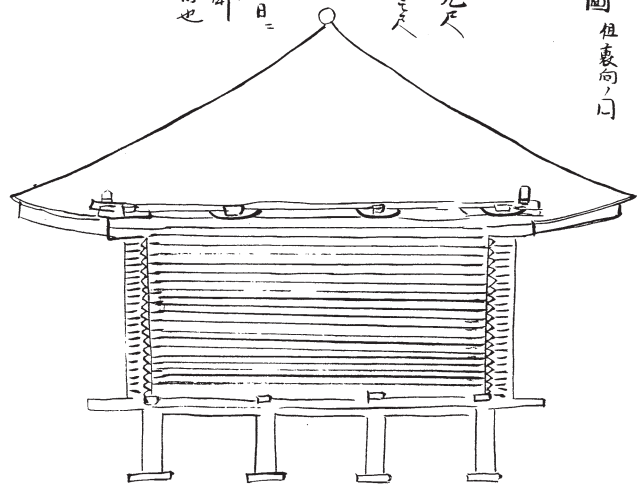
一 東西梁行五間五寸

一 礎ヨリ敷板迄ノ高九尺

一 敷板ヨリ軒迄ノ高五尺五寸

一 軒ノ廣二間

寛文四年甲辰二月廿二日  
大工赤野新次高云齊  
兩人シテ為作所尚也



一、寛文三年癸卯八月廿日ニ於江府三藏御修理被仰付訖、

(中略)

東大寺正倉院開封訴帖

(中略) 其後開封無御座候、若雨露漏、御宝物朽可申も不存候、付而先開封被為成、御倉之内御一覽被遊、其上御道具等御改被下候様ニと訴詔申上候処ニ、去ル卯之年(寛文三年)八月十九日ニ則被為仰付候、然処到于今遅々仕、開封無御座候、付而今度訴詔申上候、右之通被聞召上、御倉開封被為仰付被下候者、忝仕合ニ可奉存候、

寛文五年乙巳十月九日 四聖坊 相模法印

井上河内守殿

加々爪甲斐守殿



〔寛文六年正倉院御開封之記〕 ○東大寺図書館 葉師院文書

〔寛文六年三月五日〕

一、北ノ御倉御宝物悉出シ終テ後、上使奉行爲「見分」御倉内被レ入、破損無之ニ付テ公人ニ申付掃除サセ、宝物其儘納ル、未レ鎖出来不申候処、仮封ヲ三綱付ル、仮鎖ヲ鍛冶ヨリ請取ヲロシ、某封付訖、

一、中之御倉御宝物出シ終テ、上使奉行又爲「見分」一、内江被レ入、乾ノ角ノ柱少シ悪キ処有レ之ニ付テ、大工ヲ入ウチ添被レ申付候、御宝物拝覽之後其儘納、仮鎖仮封付事如レ前、御倉へ入ル事、三綱六堂ノ外一人モ雖レ不レ叶、御宝物御出之間「見分之衆御入候、然者用無レ之者、縦レ御宝物無レ之トテモ可レ不レ入也、(同六日、南倉を開く)

(中略)

一、御宝物数多在之、今日ニ悉校合難レ成、三分一残リ申候、校合済申分御倉へ納申候、上使奉行御倉ノ縁マテ參ラレ、内ニ破損無レ之哉由某ニ問被レ申候、御倉内堅固ニ御座候、依レ之ニ大工不レ及レ見ニ、如レ昨日ノ「仮鎖仮封付退散、

注一八 元禄期以降大正十年までの修理については、第三章第四節でやや詳しく述べる。

注一九 壬申調査とは、古器旧物の保存と海外流出防止のために行った社寺や華族の所蔵する古器旧物に対する初めての本格的な実地調査のことで、明治五年に開催する文部省博覧会の出品物考証に備えるため、太政官正院に正倉院宝物の調査の必要性を申し立てたことに始まる。調査団一行は、八月十日に奈良県庁において東大寺正倉院開封について打合せを行い、十二日に正倉を開封した。

〔参考文献〕

岸熊吉「正倉院の建築」〔寧楽〕一一一 正倉院史論所収、一九二九年、寧楽発行所

『書陵部紀要』第七号、一九五六年、宮内庁書陵部

福山敏男「東大寺の諸倉と正倉院宝庫」〔日本建築史研究〕所収、一九六八年、株式墨書房

浅野清「正倉院校倉屋根内部構造の原形について」〔奈良時代建築の研究〕所収、

一九六九年、中央公論美術出版

平井良朋編『日本名所風俗図会』9 奈良の巻（一九八四年、株式会社角川書店）

村田健一「古代建築における建物規模・構造と部材長」〔奈良国立文化財研究所年報一九九一―I〕所収、一九九九年、奈良国立文化財研究所

西洋子『正倉院文書整理過程の研究』(二〇〇二年、株式会社吉川弘文館)

阿部弘「正倉院について」〔正倉院紀要〕第二五号所収、二〇〇三年、宮内庁正倉院事務所

光谷拓美「年輪年代法による正倉院正倉の建築部材の調査」〔正倉院紀要〕第二

五・二八号所収、二〇〇三・二〇〇六年、宮内庁正倉院事務所

村田健一「伝統木造建築を読み解く」(二〇〇六年、株式会社学芸出版社)

植村昌子「斧の刃痕の分析―飛鳥時代から鎌倉時代の建築部材刃痕に関する調査報告 その1―」〔竹中大工道具館研究紀要24号〕所収、二〇一三年、公益財団

法人竹中大工道具館

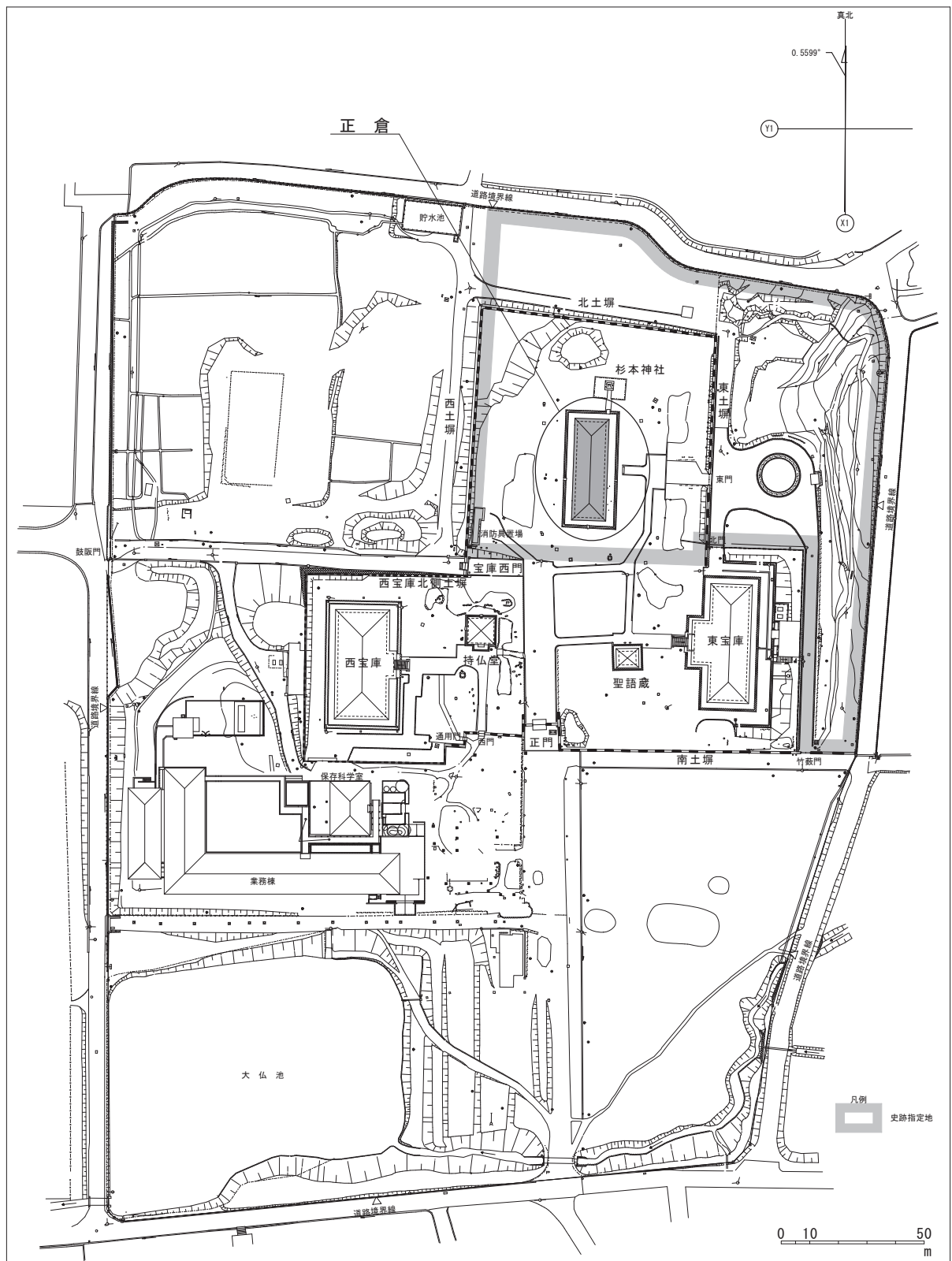


図2 正倉院配置図

### 第三節 正倉院に残る歴史的建造物

現在の正倉院は、宮内庁により管理されており、現地には正倉院事務所が置かれ、正倉院の現地管理や宝物の調査・研究を行っている。

現在の正倉院としての管理地は、大仏池の周辺及び大仏池の北側の周囲を柵や土塀で囲んだ東西二七〇m、南北三六〇mの区画である。この敷地内には、正倉以外にも歴史的な建造物が数棟残っている。

南面ほぼ中央、敷地がクランク状になる位置に正門がある。正門は、勅使門であり、正倉の開封・閉封の際、勅許を携えた勅使を迎え入れる門である。棟門、切妻造、本瓦葺で、南面して建つ。両脇に脇塀を伴い、向かって左側の脇塀には潜戸を設ける。小振りながらも重厚な雰囲気を持つ。創建は詳らかではないが、江戸時代の絵図には原位置に門はない。明治十九年の敷地図には「表門」とあり、この頃には原位置に門を構え、周囲を土塀で囲んだ現在の正倉院の区画の基礎ができあがっていたことが確認できる。

正門の東北には、聖語蔵と呼ばれる校倉造の倉がある。もともと、経典を納めていた倉である。桁行三間、梁間二間、校倉、寄棟造、本瓦葺で、北面して建つ。もとは東大寺塔頭尊勝院のもので、鎌倉時代に建立され<sup>註二</sup>、転害門の内にあったが、明治期に経典類が帝室に献納されたのに伴って、現位置に移築された。納められていた経典類は、中国の隋経・唐経をはじめ、奈良、平安、鎌倉時代の古写経その他の約五千巻で、今は東宝庫に収納されている。

正門の西北には、持仏堂と呼ばれる三間堂がある。桁行三間、梁間三間、向拝一間、宝形造、本瓦葺で、南面して建つ。江戸時代の建立で、周囲には縁を巡らし、正面は中央間に両折棧唐戸を建て、両脇を引違いの格子戸とする。もとは仏壇もあったようだが、明治期に正倉宝物観覧者の控え室として使用され、現在は倉庫として使われている。



図5 持仏堂



図3 正門



図6 杉本神社



図4 聖語蔵



図8 東土塀（東側）



図7 宝庫西門（東側）

正倉の北には、杉本神社がある。正倉の鬼門の位置に建てられた鎮守社で、その歴史は比較的古く<sup>〔注二〕</sup>、江戸時代初期の東大寺境内図には「鎮守蔵王権現社」の名前で描かれている。杉の木の元にあったことから近代に入り「杉本神社」と呼ばれるようになったと伝える。現在の社は、天保七年の建立で正倉修理に伴って建て替えられたものである。一間社、春日造の小さな社で、現在は本瓦葺になるが、大正期の写真には棧瓦葺に写る。本瓦葺になったのは、大正修理かと思われるが、記録からははっきり分からない<sup>〔注三〕</sup>。どちらにしても、瓦葺の春日造は珍しく、現存する本格的な遺構では鶴林寺行者堂（重要文化財）に隅木入春日造の本瓦葺が見られる程度である。今回の正倉の修理に伴い、屋根葺替・塗装工事を行い面目を一新した。正倉を取り囲むように土塀が巡らされている。明治初期の古写真には、正倉周囲に土塀は見られない。記録からは、明治十九年以降の図面に見

ることができ、その後規模の変更などの改修があることが分かる。特に東宝庫の建設に伴い、東面は途中で切断され、南面は東に延長され、現状のようになったことが分かる。現在の南土塀は、途中で屋根瓦が本瓦葺になるなど、変更の痕跡を留めている。東土塀・北土塀・西土塀、西宝庫北土塀について、今回の正倉修理に伴い土塀も修理工事を行った<sup>〔注四〕</sup>。

西土塀の南端は、矩折れに東へ折れるが、現状ではその南端の角から西土塀の延長のようにして宝庫西門とその両脇に袖塀が建つ。明治十九年の図面では、この門はもう少し東側に描かれている。門柱の袖塀側には現在使われていない仕口があることから、もとは明治十九年の図の位置にあったものが、後に原位に移されたものと思われる。今回、正倉の素屋根建設の重機搬入に支障となったため、一旦解体・格納し、破損部分を繕った上、復旧した。

正倉の東土塀のほぼ中央、正倉の真東には、東門を開けている。この門はごく近年に整備されたものであり、昭和十四年の図面にはまだない。東宝庫を建設し、土塀が現状になった際、造られたものである。今回、正倉修理に合わせて、木製の門扉を新調した（金具類は化粧直しの上、再用した）。

注一 聖語蔵には、その建立を平安時代とする意見もある。

注二 江戸時代に記された東大寺の記録によると、建久期（一一九〇頃）まで遡ることができる。第四章第三節参照。

注三 大正二年の杉本神社修理の見積は、正倉と同じ西村彦右衛門が行っているが、丸瓦の瓦銘は「瓦又」であり、瓦師が変わっているため、確実に大正期の変更とは言い切れない。しかし、軒平瓦の瓦当文様が、正倉の大正補足瓦と同じ興福寺式であることから本瓦葺となったのが大正期である可能性は高いと思われる。

注四 土塀の名称は、説明用に便宜的に付けたものである。図2参照。土塀に関しては、第四章第二節も参照。

#### 第四節 国宝の指定

##### 第一項 官報告示

○文部省告示第九十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

平成九年五月十九日

文部大臣 小杉隆

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
正倉院正倉	一棟	桁行九間、梁間三間、一重、高床校倉、寄棟造、本瓦葺	国（宮内庁）	東京都千代田区千代田一番一号	奈良県奈良市雑司町

○文部省告示第九十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定する。

平成九年五月十九日

文部大臣 小杉隆

名称	上欄	下欄	所在地
	関係告示	名称 員数 構造及び形式 所有者 所有者住所	
正倉院正倉	平成九年文部省告示第九十三号	正倉院正倉 一棟 桁行九間、梁間三間、一重、高床校倉、寄棟造、本瓦葺 国（宮内庁） 東京都千代田区千代田一番一号	奈良県奈良市雑司町

##### 第二項 指定基準と説明

正倉院正倉 一棟

奈良県奈良市雑司町（東京都千代田区千代田一番一号） 国（宮内庁）

###### 一 指定基準

「（二）技術的に優秀なもの」及び「（三）歴史的価値の高いもの」による。

###### 二 説明

正倉院は東大寺大仏殿院西北方に位置する。もとは東大寺に属し、庁院・御倉町・正藏院ともよばれた。一郭の規模や建物群の構成などの詳細は明らかでなく、平安末期には既に現存する正倉一棟を残すのみであったらしい。

正倉の建立は、光明皇后が聖武天皇の遺愛品を東大寺に献納した天平勝宝八年（七五六）前後と考えられる。北倉・中倉・南倉と呼ばれる三室構成になり、北倉と南倉を校倉造とし、中倉を板倉形式とするところから、延暦十二年（七九三）の曝涼帳（『大日本古文書』二五付録所収）には「庁院西双倉」の名で呼ばれている。また鎌倉時代には「三倉」の名も現れる。もとは北倉を勅封、南倉を綱封としていたが、鎌倉初期には中倉も勅封となった<sup>（注二）</sup>。明治八年には内務省の所管となり、同十七年宮内省の所管となった<sup>（注三）</sup>。

正倉は、高床造の長大な倉で、屋根は寄棟造、本瓦葺とし、東面する。

自然石の礎石を据えて太い束柱を立て、桁行九間、梁間三間の各束柱筋に頭貫を通して台輪を置き、正背面の束柱にはさらに桁行の台輪を重ね、各台輪の鼻先を長く延ばす。

南北両端の各三間分は台輪上に長大な校木二十段を巧みに組み重ねて四面の壁体とする。中央三間は正背面に五平の間柱を立てて大斗肘木を組み、壁体は横板壁とする。各室とも東面中央を扉口とし、内開きの板戸を構える。

最上の三段の校木と梁の先端を延ばして舟肘木を置き、丸桁を受ける。軒小

天井を廻し、二軒角繁垂木とする。

内部は、各室とも床板を張り、束柱位置に円柱を立て、大斗を置き、大梁を受ける。円柱の腰部に根太を渡して、出入口の一面を除く全面に二階床を張り、桁及び梁の上面に天井を張る<sup>(注三)</sup>。

小屋組は大正二年の解体修理の際に洋小屋に変更されたが、創建当初の古材を多くとどめている<sup>(注四)</sup>。

正倉院正倉は、現存する奈良時代建立の校倉の中でも最大級の規模を有し、双倉形式を伝える唯一の校倉造の倉庫建築である。保存状況も良好で、我が国の建築史上高い価値が認められる。

注一 正倉院の沿革については主に以下の研究による。

福山敏男「東大寺の諸倉と正倉院宝庫」〔『日本建築史研究』(墨水書房、一九七二年)所収〕

注二 収蔵されていた宝物は昭和三十八年五月に鉄筋コンクリート造の西宝庫に移納されている。

注三 内部は階段や手摺を設け、展示ケースを設置するなど小規模な増改築がある。

注四 大正二年修理前の実測図及び工事中の写真が宮内庁正倉院事務所に保管されている。

小屋組については以下の研究があり、奈良時代当初の小屋組の形式が判明している。

浅野清「正倉院校倉屋根内部構造の原形について」〔『奈良時代建築の研究』(中央公論美術出版、一九六九年)所収〕

◎指定説明は、原文のまま掲載している。なお現在、大正修理前後の実測図は宮内庁宮内公文書館に、大正修理時の工事写真は、宮内庁正倉院事務所に保管されている。また、注二の西宝庫の構造は実際は鉄骨鉄筋コンクリート造である。

## 第五節 史跡の指定

### 第一項 官報告示

○文部省告示第九十二号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第一項の規定により、史跡東大寺旧境内(昭和七年文部省告示第九十一号)に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成九年五月十九日

文部大臣 小杉隆

所在地 奈良県奈良市

地域 別図の通り<sup>(注一)</sup>

備考 別図は省略し奈良県教育委員会及び奈良市教育委員会に備え置いて

縦覧に供する。

### 第二項 指定理由

#### 一 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)史跡の部第三による。

#### 二 説明

奈良時代の代表的官寺である東大寺の旧境内のうち、正倉院の区域は未指定のまま残されているが、元来、東大寺境内の一部であり、現存する正倉建物は聖武天皇遺愛の宝物を収蔵してきた奈良時代の建物である。

その歴史的意義に鑑み、正倉周辺の地域を史跡に追加指定するものである。

注一 史跡指定範囲は、図2を参照のこと。

## 第六節 構造形式

### 一 概要

桁行九間、梁間三間、一重、高床校倉、寄棟造、本瓦葺。

### 二 平面

東柱の柱間で、桁行九間、梁間三間、南からそれぞれ桁行三間分を三分割して南倉、中倉、北倉の三倉からなる。各倉の東面中央に扉口を設ける。内部は高床の一階、二階、小屋裏に床を張り、二階は東寄りの中央、小屋裏は四天柱で囲まれた中央間を開け、それぞれに階段が付く。各倉の一階、二階にはガラス戸付の陳列棚が扉のある東面を除く三方にコの字型に設置されている。

### 三 基礎

東柱礎石は、三笠山安山岩の自然石を据える。軒内の土間はモルタル洗出しとし、四周には自然石の縁石を並べ雨落溝を設ける。

### 四 軸部

南倉と北倉は桁行三間、梁間三間の校倉造、中倉は南北を南倉の北壁と北倉の南壁を利用し東西に板壁を入れた桁行三間、梁間三間の板倉といった構成となる。軸部は校倉の南倉と北倉の間に、その間を埋めるように中倉の板倉が組まれる。東柱はすべて円柱で、礎石上にひかり付けて立つ。梁間方向に頭貫を入れ、その上に台輪を据え、それらを繋ぐように桁行方向の側柱筋にさらに台輪を組む。桁行方向の台輪は南倉・北倉をそれぞれ組み、間を埋めるように中倉の台輪で繋ぐ（現在は中倉東面及び西面の北間及び南間の台輪下に受け材が入れられているが、これは後補材である）。

南倉・北倉は、台輪上に校木を二〇段積み上げ、上から三段は鼻先を延ばす（鼻先を延ばした校木を以下、三段校木、という）。内部には内部の東柱直上に円柱の四天柱を立て、柱頂部に大斗を載せる。四天柱筋の梁間方向に大梁を

架け、四天柱上大斗と最上段校木を欠き込んでこれを受ける。桁行方向四天柱筋には妻梁を架け最上段校木で受け、妻梁尻は大梁に平柄差、端柱で固定する。

中倉は、東西各面の台輪上に五平の角柱を立て頭貫を入れ、柱間に壁板を嵌め、部屋内柱間に地覆を据えている。角柱上には外部は片蓋に大斗と舟肘木を載せ、内側は柱を延ばし、大梁を受ける。内部には南倉・北倉と同様に四天柱を立て、大斗を載せ、角柱と共に四天柱筋に架けた大梁を受ける。

各室とも校木際の大梁及び妻梁直下に柱を立て、柱頂部には大斗を載せ、大梁や妻梁を受ける。この柱（以下、内部柱、という）は、背面で引独鉤により校木と繋いでいる。大梁の先端と三段校木の上に舟肘木を載せ、丸桁を据える。丸桁と最上段校木（妻側は校木半段分の飼物）間に軒天井を付ける。

### 五 軒廻り

二軒繁垂木、地垂木・飛檐垂木とも角垂木とする。丸桁上に、地垂木を載せる。地垂木先端に木負を載せ、飛檐垂木を組む。飛檐垂木先端に茅負を載せ、切裏甲を載せる。隅は隅木受尾垂木を入れ、地隅木、飛檐隅木を組む。

### 六 小屋組

クイーンポストトラス組。梁間東柱筋の敷桁上に天井板を挟むように陸梁を渡し、陸梁上四天柱直上位置に対束を立てる。対束は梁間方向に繫梁を柄差込栓止め、頂部側面を二重梁で繋ぐ。二重梁中央に棟束を立て、棟木を受ける。対束の二重梁とは反対側の側面と陸梁先端は合掌（下）、二重梁と対束の交点と棟束側面は合掌（上）でそれぞれ繋ぐ。対束と陸梁先端の中央には小屋束を立て、合掌（下）を受ける。対束足元と小屋束頂部の間に方杖が入る。合掌と対束上に三通りに母屋を入れる。対束は桁行方向にも胴差を入れ、繫梁上を挟んで固定する。

大梁と大梁、妻側においては妻梁と妻梁の中央及び隅には隅木に沿うように桔木を入れる。桔木枕は、最上部の校木上に置いた敷桁上に置く。桔木の先は

丸桁に扇柄入れとし、桔木の尻は対束間の胴差下端に太柄を入れて納める。

七 野地

丸桁・母屋・棟木に地垂木を釘止め。地垂木は三本に一本を成の高い力垂木とし、地垂木上には、力垂木側面に大入れにした野木舞を渡し、野地板を縦張りに張る。さらにその上には、野垂木を流し、二重野地板を横張りに鎧葺に張る。瓦下地に土居葺を施す。

八 屋根

入母屋造、本瓦葺。大棟、割熨斗瓦一〇段、肌熨斗瓦一段積、丸雁振瓦を伏せ、両端は鳥衾瓦で納める。隅棟は稚児棟を設け、割熨斗瓦八段積、肌熨斗瓦一段積、丸雁振瓦を伏せる。稚児棟・二の棟とも棟端は鬼瓦に鳥衾瓦で仕舞う。

九 造作

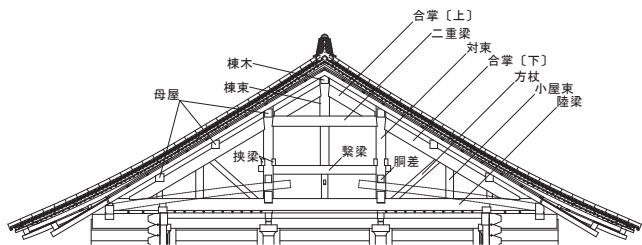
各倉とも、一階の四天柱の東西に敷盤上に立てた角柱を添え、壁際の各大梁下に立てた内部柱の中段に向かって根太を架け、二階の床板を張る。二階天井は大梁上に張り、根太は最上段校木と大梁の間あるいは大梁同士の間、また各室桁行中央間は大梁同士の間に架けた根太と平側最上段校木の間に架ける。

一〇 柱間装置

各倉とも東面中央間に幣軸を廻し、内開きに板棧戸を吊り込む。

第七節 規模

桁行	桁行両端束柱真々	三三・一四二m
	桁行校木最下段両端内々	三三・九四二m
梁間	梁間両端束柱真々	九・三九三m
	梁間校木最下段両端内々	九・二七一m
軒の出	校木最上部内面より茅負外下角まで	(東西) 三・七七四m



トラスに関する名称

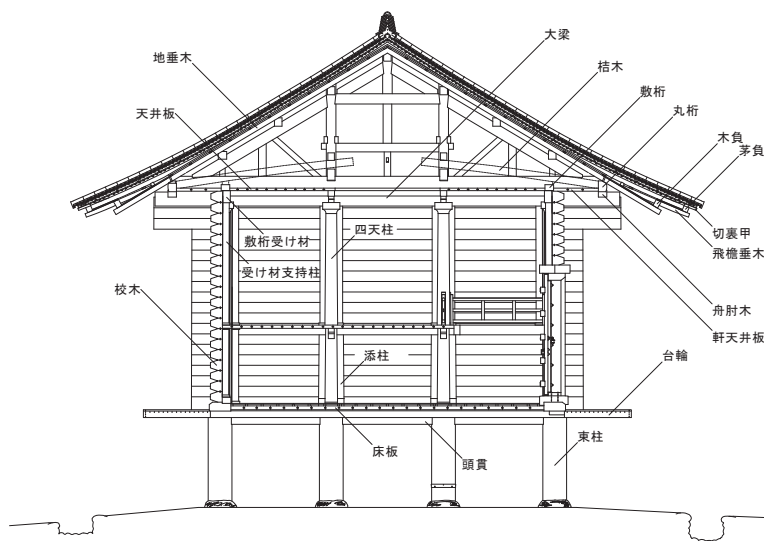


図9 正倉の部材名称

軒高	柱礎石上端より茅負外下角まで	(南側) 三・四一六m (北側) 三・三九四m
棟高	柱礎石上端より棟頂上まで	(妻側) 八・〇九〇m (平側) 八・〇七六m
平面積	校木内側面積(一階・二階)	一三・七二二m <sup>2</sup> 六一〇・三七〇m <sup>2</sup>
軒面積	茅負外下角内側面積	六六八・五八九m <sup>2</sup>
屋根面積	平葺面積	八四四・一〇九m <sup>2</sup>